

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

滑川市は富山県の中央部からやや東北寄りに位置する。富山湾に面する市は、東側は早月川を境界に魚津市、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に富山市と上市町に接しており、面積は 54.62 平方キロメートルである。

本市の令和 5 年 4 月 1 日の総人口は 32,863 人であり、平成 17 (2005) 年をピークに減少しており、高齢化の進展とともに人口減少傾向で推移するものと見込んでいる。

かつては北陸街道の宿場町として栄え、近年では大型企業の立地が相次ぐなど工業都市としても発展し、令和 2 年の本市の工業製品出荷額は約 3,527 億円と、県内の自治体でも上位に位置しており、市政発展の原動力になっている。

しかし一方では、市内の中小企業者等においては、人手不足や後継者不足の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況にあり、市独自の工業振興補助金などを講じてきたが、引き続き市内中小企業者の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

滑川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が滑川市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

滑川地区は昭和 37 年、低開発地域工業開発促進法（昭和 36 年公布）に基づく指定を受けて工業団地の誘致が進み、市内に 6 つの工業団地が形成された。さらに、商業施設においても計画的に誘致が進むなど、滑川市の産業は市内広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、滑川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

滑川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が滑川市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 18 日～令和 7 年 6 月 17 日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

滑川市では、これまでも工業振興補助金の助成には雇用要件を含めるなど、雇用の安定に配慮してきているため、人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象とはしない。

また、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。